

ふじみ野市水道事業及び下水道事業の利益及び資本剰余金の処分にに関する条例新旧対照表

改正案	現行
(利益処分の方法及び積立金の使用) 第2条 毎事業年度利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金を埋めるものとする。<u>この場合において、欠損金を埋めてもなおその利益に残額があるときは、減債積立金、利益積立金又は建設改良積立金として積み立てるものとする。</u> 2 前項に規定する積立金は、次の各号に掲げる積立金の区分に応じ、当該各号に定める目的以外の用途には使用することができない。 (1) 減債積立金 企業債の償還に充てるもの	(利益処分の方法及び積立金の使用) 第2条 毎事業年度利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金を埋めるものとする。<u>この場合において、欠損金を埋めてもなおその利益に残額(以下この条において「補填残額」という。)がある場合は、補填残額の20分の1を下らない金額(企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が補填残額の20分の1に満たない場合にあっては、その額)を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならない。</u> 2 <u>事業年度末日に企業債を有していない場合又は企業債を有していても企業債と同額まで減債積立金を積み立てている場合は、補填残額の20分の1を下らない金額(当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあっては、補填残額の20分の1から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額)を利益積立金として積み立てなければならない。</u> 3 <u>第1項の規定により減債積立金を積み立ててもなお利益に残額がある場合は、前項の規定に該当する場合を除き、その残額の全部又は一部を利益積立金及び建設改良積立金として積み立てることができる。</u> 4 前3項に規定する積立金は、次の各号に掲げる積立金の区分に応じ、当該各号に定める目的以外の用途には使用することができない。 (1) 減債積立金 企業債の償還に充てるもの

(2) 利益積立金 欠損金を埋めるもの

(3) 建設改良積立金 建設改良工事に充てるもの

3 (略)

(資本金への組入れ)

第5条 (略)

2 第2条第3項の規定により、利益積立金及び建設改良積立金を使用し、企業債を償還した場合又は法第17条の2第1項若しくは第18条の2第1項の規定により長期の貸付けを受けた金額を償還した場合においては、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れなければならない。

(2) 利益積立金 欠損金を埋めるもの

(3) 建設改良積立金 建設改良工事に充てるもの

5 (略)

(資本金への組入れ)

第5条 (略)

2 第2条第5項の規定により、利益積立金及び建設改良積立金を使用し、企業債を償還した場合又は法第17条の2第1項若しくは第18条の2第1項の規定により長期の貸付けを受けた金額を償還した場合においては、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れなければならない。